

入 札 説 明 書

大阪市公告第9号に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和8年1月26日（月）

2 担当

〒545-8550

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシナス13階

大阪市環境局総務部総務課 電話 06-6630-3122

3 入札に付する事項

（1） 売払物品及び予定数量

令和8年度使用済小型充電式電池等 8,071 kg

（2） 売払物品の特質等

売払仕様書のとおり

（3） 引渡期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

（4） 引渡方法

売払仕様書のとおり

（5） 引渡内容についての説明

入札参加を認められたものは下記説明場所において引渡内容等について説明を受けること（説明場所）

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシナス13階

環境局事業部家庭ごみ減量課 電話 06-6630-3259

（6） 物品買受申込書の記載方法

使用済小型充電式電池等の単価（消費税等を含む金額とする。）を設定し、予定数量に単価を乗じて得た金額を合計したものを物品買受申込書に記載すること。ただし、合計金額に円位未満の端数及び内訳表に銭位未満の端数があるときは、これを切り捨てることとする。なお、入札は合計金額で行うものとする。ただし、契約は単価（税込）によるものとする。

4 入札参加申出

（1） 入札参加を希望するものは、次の書類を提出し、本市入札参加資格の審査を受けなければならない

ア 一般競争入札参加申出書（誓約書兼）

イ 大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループの発行する令和7・8・9年度物品売払入札参加承認証の写し

ウ 処理施設の図面の写し（所在地・作業場所の明記があるもの）

エ 使用する計量器について、計量法（平成4年法律第51号）第19条に基づく検査に合

格していることが証明できる書類の写し

(2) 受付時間

公示の日から令和8年2月12日(木)までの本市の休日を除く、午前9時から午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時までを除く。)

(3) 受付場所

2に同じ

(4) 申出書類は入札参加申出期限までに受付場所に持参し提出しなければならない。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(5) 申出書類の作成及び提出にかかる費用は提出者の負担とする。

(6) 提出された資格審査資料は提出者に無断で他に使用しない。

5 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4各号に該当しない者であること

(2) 入札参加申出受付期限までに、大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループに対し、売払入札参加の申請を行い、令和7・8・9年度物品売払入札参加承認証の交付を受けていること

(3) 売払物品の全量について、適正処理ができること

(4) 入札参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(5) 入札参加申出時において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(6) 売払仕様書記載の要件を充たす買受人保有の引渡場所があること

6 入札参加資格の審査及び通知

(1) 入札参加申出の提出書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和8年2月17日(火)に通知する。

(2) 入札参加資格を認めなかった申出者には、理由を付して通知する。

7 物品買受申込書の交付

(1) 入札参加資格を認めた申出者には6(1)の通知に際し、物品買受申込書を交付する。

(2) 物品買受申込書交付後開札時までの間において、「5 入札参加資格」の要件を満たさなくなった者、満たさないことが判明した者は入札に参加することができない。

8 契約条項を示す場所

2に同じ

9 入札執行場所

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

あべのルシアス12階 大阪市環境局入札室

10 入札執行日時

(1) 入札書受付期間

令和8年2月25日(水)午後1時30分から午後2時まで

(2) 開札予定日時

令和8年2月25日(水)午後2時

1.1 入札方法

- (1) 入札は、入札執行日時に入札執行場所に出席して行われなければならない。
- (2) 物品買受申込書に記載する金額は、売払物品の予定数量に単価(税込)を乗じて得た合計金額を記載すること。詳細は3(6)を参照すること。
- (3) 入札者は、提出済みの物品買受申込書の書換え、引換え又は、撤回をすることはできない。
- (4) 再度入札を行う場合があるので、入札者若しくはその代理人は開札に立ち会うこと。立ち会うことができない場合は、再度入札は辞退したものとみなす。

1.2 保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

落札者は、契約単価に予定数量を乗じた金額の100分の10以上を入札執行日の翌開庁日午後5時30分(以下「指定期限」という。)までに納付すること。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

1.3 入札の無効

次の場合に該当する入札は無効とする

- (1) 大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者がした入札
- (3) 再度入札(2回目以降の入札)の場合にあつては、前回最高入札価格以下の価格でした入札
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
- (5) 物品買受申込書に主管局立会者の証印のない入札
※入札参加を認められた者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず引取内容等について説明を受けること。説明について主管局立会者の証印のない入札は無効とする。
- (6) 金額の記載のない入札(入札書に0円0銭と記載した場合は、金額の記載のない入札書とみなす。)
- (7) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (8) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札

1.4 落札者の決定方法

売払物品の単価に予定数量を乗じた額の合計が予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

1.5 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 関連情報の照会窓口 上記2に同じ
- (3) 本契約は単価契約とする。
- (4) 上記によるもののほか、この一般競争を行う場合において了知し遵守すべき事項は、大阪

市契約規則による。

- (5) 契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (6) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (7) 上記 12 (2) の契約保証金を入札執行日の翌開庁日午後 5 時 30 分までに納付できない場合は大阪市契約規則第 32 条第 3 項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

また、落札者が入札執行日の翌開庁日午後 5 時 30 分までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出しなかった場合も落札の決定を無効とする。

- (8) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第 28 条第 1 項第 10 号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

1 6 仕様書に関する照会先

大阪市環境局事業部家庭ごみ減量課

大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 1 号 あべのルシアス 13 階

電話 06-6630-3259